

令和 6 年 4 月 1 日

第 2 回 笠松町 議会 臨時 會議 案

目 次

- 第 1 号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 第 2 号選挙 笠松町議会副議長選挙について
- 第 1 号選任 笠松町議会常任委員会委員の選任について
- 第 2 号選任 笠松町議会議会運営委員会委員の選任について
- 第 3 号選挙 羽島郡広域連合議会議員選挙について
- 第 4 号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について
- 第 5 号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 40 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認について
- 第 41 号議案 監査委員の選任同意について
- 第 42 号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 43 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 44 号議案 令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 1 号選挙

笠松町議会議長選挙について

笠松町議会議長の選挙を行うものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 選 挙

笠松町議会臨時議長（年長議員）

笠松町議会議長当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 2 号選挙

笠松町議会副議長選挙について

笠松町議会副議長の選挙を行うものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 選 挙

笠松町議会議長

笠松町議会副議長当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 1 号選任

笠松町議会常任委員会委員の選任について

笠松町議会常任委員会委員を次のとおり選任するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 提 出

笠松町議会議長

1 総務文教常任委員会委員 (5人)

1 民生建設常任委員会委員 (5人)

第 2 号選任

笠松町議会議会運営委員会委員の選任について

笠松町議会議会運営委員会委員を次のとおり選任するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 提 出

笠松町議会議長

- 1 議会運営委員会委員 (4人)

第 3 号選挙

羽島郡広域連合議会議員選挙について

羽島郡広域連合議会議員 3 人の選挙を行うものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 選 挙

笠松町議会議長

羽島郡広域連合議会議員当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 4 号選挙

岐阜県地方競馬組合議会議員選挙について

岐阜県地方競馬組合議会議員 5 人の選挙を行うものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 選 挙

笠松町議会議長

岐阜県地方競馬組合議会議員当選者

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

氏 名	
住 所	羽島郡笠松町
生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 5 号選挙

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について

関係市町の長の推せんに基づくもの 2 人

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員

関係市町の長の推せんに基づかないもの 2 人

の選挙を行うものとする。

令和 6 年 4 月 1 日 選挙

笠松町議会議長

木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選者

関係市町の長の推せんに基づくもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
関係市町の長の推せんに基づかないもの	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日
	氏 名	
	住 所	羽島郡笠松町
	生 年 月 日	昭和 年 月 日

第 2 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 4 月 1 日 報 告

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

- 1 令和6年3月7日 専 決
財物及び身体事故に係る損害賠償の額

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6年3月7日

笠松町長 古田 聖 人

財物及び身体事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 相手方 岐南町在住 男性・女性
- 2 事故の概要 令和3年10月2日米野11号線を堤防から下り東進中、車両前輪で側溝のグレーチングを踏んだ際、当該グレーチングが跳ね上がったことにより車両下部のガソリタンク等が破損した。
また、車両の運転者及び同乗者一名が衝撃を受けたことから受傷した。
- 3 損害賠償額 金 347,800円

第40号議案

令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。

令和6年4月1日提出

笠松町長 古田 聖 人

記

1 令和6年3月21日 専決

令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、町議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

- 1 令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）

令和6年3月21日

笠 松 町 長 古 田 聖 人

令和5年度笠松町一般会計補正予算書

令和5年度笠松町一般会計補正予算（専決第4号）

令和5年度笠松町の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,487,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月21日 専決

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		127,852	500	128,352
	1 寄附金	127,852	500	128,352
18 繰入金		244,656	2	244,658
	2 基金繰入金	234,065	2	234,067
歳入	合計	8,487,087	502	8,487,589

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,068,189	△97	3,068,092
	1 社会福祉費	2,218,514	△97	2,218,417
9 教育費		1,063,922	△37	1,063,885
	5 保健体育費	276,275	△37	276,238
11 諸支出金		85,009	636	85,645
	1 基金費	85,009	636	85,645
歳出	合計	8,487,087	502	8,487,589

第42号議案

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年4月1日提出

笠松町長 古田 聖人

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中補償基礎額表を次のように改める。

階級	勤続年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の笠松町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた笠松町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同

条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和6年度笠松町一般会計補正予算書

第43号議案

令和6年度笠松町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度笠松町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,541,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月1日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		162,000	1,699	163,699
	1 繰越金	162,000	1,699	163,699
歳入	合計	7,540,000	1,699	7,541,699

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		902,969	1,699	904,668
	1 総務管理費	477,242	660	477,902
3 徴収費		115,287	1,039	116,326
	3 徴収税	115,287	1,039	116,326
歳出	合計	7,540,000	1,699	7,541,699

令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第44号議案

令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,106,659千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月1日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	支	項	補正前の額	補正額	計
4	県	支出金	1,456,358	594	1,456,952
		1 県 補助金	1,456,358	594	1,456,952
	歳	入 合計	2,106,065	594	2,106,659

(歳出)		(単位：千円)			
款	務	項	補正前の額	補正額	計
1	総	費	41,821	594	42,415
		1 総 務 管 理 費	34,981	594	35,575
	歳	出 合計	2,106,065	594	2,106,659